

小山工業高等専門学校危機管理要領

制 定 平成 23 年 5 月 18 日
最終改正 令和 5 年 12 月 13 日

(目的)

第 1 条 この要領は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の学生、教職員（非常勤教職員を含む。以下同じ）、保護者及び地域（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第 2 条 前条の目的を達成するため、この要領に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）とは、本校として組織的・集中的に対処することが必要な次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学生等の安全に係わる重大な事態
- 二 教育研究活動等の遂行に支障となる重大な事態
- 三 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- 四 施設管理上の重大な事態
- 五 その他前各号に類する重大な事態

(危機管理のための校長等の責務)

第 3 条 校長は、本校における危機管理を統括する責任者であり、全学的な危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事、国際主事及び事務部長は、校長を補佐し、全学的な危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 一般科長、各学科長、専攻科長、各センター長は、当該一般科、各学科、専攻科、各センター（以下「学科等」という。）における危機管理責任者であり、当該学科等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、常に危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

(リスク管理室の設置)

第 4 条 校長の下にリスク管理室を設置する。

- 2 リスク管理室は、本校の危機管理に関して総括し、危機管理体制の充実に努め、校長の指揮の下に、対処に必要な危機管理に当たるものとする。
- 3 リスク管理室の構成は、次のとおりとする。
 - 一 校長
 - 二 総務主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事、国際主事及び専攻科長
 - 三 地域イノベーションサポートセンター長、グローバル教育センター長
 - 四 事務部長
 - 五 総務課長及び学生課長
 - 六 その他校長が指名する者
- 4 前項第二号から第六号に掲げる者をリスク管理員とする。
- 5 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。
- 6 リスク管理室に室長を補佐するために副室長を置き、総務主事をもって充てる。

7 リスク管理室の事務は、総務課が処理する。

(リスク管理室の業務等)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 想定される危機事象に関する情報（校内外の動向等を含む。）の収集及び分析
- 二 想定される危機事象の具体的な検討，対応策の立案
- 三 対策本部の組織体制及び活動内容等の策定
- 四 危機管理ガイドライン及びマニュアル等の策定・見直し及び周知
- 五 緊急時における情報伝達体制の整備及び周知
- 六 学生等に対する適切な情報提供
- 七 教職員及び学生への教育・研修・訓練等に係る企画・立案・実施
- 八 危機管理に関する高専機構リスク管理本部との相互連携
- 九 その他危機管理に係る必要な事項の実施

2 リスク管理室は、法令及び関係する本校規則等に従い、学生等が本校及び本校以外に起因する危機により災害を被ることがないように常に配慮しなければならない。

(リスク管理室員以外の出席)

第6条 リスク管理室長が必要と認めたときは、リスク管理室以外の者を審議に出席させ、当該事項について意見を述べさせることができる。

(危機事象に関する通報等)

第7条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する危険性を察知した場合は、直ちにリスク管理室員に通報しなければならない。

2 リスク管理室員は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに室長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、室長と対処方針を審議しなければならない。

(対策本部の設置)

第8条 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、直ちに当該事象に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- 一 本部長は、校長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 二 副本部長は、総務主事をもって充て、本部長を補佐する。
- 三 本部員は、リスク管理員及び本部長が指名する者をもって充てる。

3 対策本部の事務は、総務課が主管し、学生課から事務部長が指名する者が参画する。

4 対策本部は、原則として危機事象の終了をもって解散する。

(対策本部の権限等)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 教職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象への対処に際し、緊急を要する場合には本校の学内規定等により必要とされる手続の省略を行うことができる。

4 前項の場合、対策本部は危機事象への対処終了後、対処内容及び結果等を運営会議に報告するものとする。

(高専機構リスク管理本部等との連携)

第10条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、高専機構リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応する

ものとする。

(本部長又は副本部長が不在の場合の措置)

第 11 条 本部長が出張等により不在の場合は、副本部長が危機管理に対処するものとして、副本部長も出張等により不在の場合は、教務主事が危機管理に対処するものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、第 4 条第 3 項のリスク管理員記載順に基づく学生主事以降の者が危機管理に対処するものとする。

(秘密保持の義務)

第 12 条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。